

お知らせ
(経済同時)



環境政策局
〔担当：地球温暖化対策室〕
電話：222-4555

京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書制度における 優良事業者の表彰及び第一計画期間実績の取りまとめ結果について

京都市では、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき、一定規模の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、特定事業者から提出された第一計画期間（平成 23～25 年度）中の排出量削減の計画書及び報告書を京都市が総合的に評価し、公表を行う制度（参考 1）を運用しています。

この度、第一計画期間の終了に伴い、計画期間中の削減実績が特に優れた事業者を表彰し、以下のとおり表彰式を実施することとしましたので、お知らせします。

併せて、第一計画期間の削減実績及び評価結果等をお知らせします。

記

1 優良事業者の表彰について

(1) 表彰式の実施

以下のとおり表彰式を開催いたします。

- ①日時 平成 26 年 12 月 19 日（金）午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分
- ②場所 第一応接室
- ③被表彰者 優良事業者 6 者（表 1）
S 評価事業者 23 者（表 4）※優良事業者 6 者含む

(2) 表彰対象

京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会で決定した選定基準（参考 2）に基づき、総合評価が S 評価となった事業者の中から、訪問調査等を実施し、その結果を踏まえ選定された 6 事業者を優良事業者として表彰します。

優良事業者にあっては、自社で積極的に排出量削減のための課題を見つけ、創意工夫により課題解決のための取組を検討し、社内の多くの部署の協力を得て組織的に取組を推進するとともに、高効率な設備を導入する等して、大きな削減成果を上げています。

また、S 評価事業者も併せて表彰します。

表 1 優良表彰対象事業者及び取組内容一覧（部門毎に五十音順，敬称略）

部門	事業者名	主な取組内容
産業	日新電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社技術の装置で，製品検査等に用いる電力を回生利用 ・ 大電流試験，検査実施時間を分散させ，ピーク電力の抑制
運輸	京都バス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要調査を基に，車両サイズを小型化し，燃費向上 ・ 運転士を対象とした，コスト意識の啓発による環境教育の実施
	近畿日本鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両運用に係るエネルギーの回生利用の拡充 ・ 全ホテルにおけるエネルギー管理ツールの導入
業務	イオンリテール株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内独自資格の創設による省エネ活動推進の人材育成 ・ 独自資格所有者と設備管理受託者の連携による設備運用改善
	京セラコミュニケーションシステム株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ データセンターにおける空調設備の更新及び運転の効率化 ・ 社員提案による省エネ活動の実施
	株式会社プリンスホテル (グランドプリンスホテル京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の運転効率化と宿泊サービスの両立 ・ 継続した熱源設備の台数制御の実施，検討

2 事業者排出量削減計画書制度等の第一計画期間実績の取りまとめ結果について

(1) 事業者排出量削減計画書制度

ア 温室効果ガス排出量

特定事業者は，条例の規定に基づき計画期間中の温室効果ガス排出量削減計画を記載した削減計画書を提出するとともに，計画期間の各年度の排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出することとしています。

〈条例第 27 条第 1 項，第 30 条第 1 項〉

この度，提出義務のある事業者全てから報告書が提出され，提出された 148 事業者の削減報告書により第一計画期間の排出量実績を集計した結果，計画期間中の平均の温室効果ガス総排出量は約 170.7 万トンで，計画期間開始前の排出量で設定した基準年度排出量から約 9.0% の削減を達成しました。

基準年度排出量に対して，部門別では，産業部門においては，約 10.4%，運輸部門においては約 5.6%，業務部門においては約 9.5% の削減を達成しており，すべての部門において，制度で目標としている削減率（産業：2%，運輸：1%，業務：3%）を達成しています。

また，京都市域の排出量削減率と比較して，全体では京都市域からの排出量削減率を上回り，特に業務部門において大きく上回っています。

表2 第一計画期間の温室効果ガス排出実績

部門	事業者数※1	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)		実績-基準年度 排出量削減率 (%)	京都市域全体の温室効果 ガス排出量削減率※4 (%)
		基準年度 排出量※2	実績排出量※3 (期間平均)		
合計	148	187.5	170.7	▲9.0	▲5.3
産業部門	35	44.2	39.6	▲10.4	▲9.1
運輸部門	24	37.6	35.5	▲5.6	▲6.2
業務部門	89	105.6	95.6	▲9.5	▲3.1

※1 平成25年度分の事業者排出量削減報告書の提出事業者数（任意提出含む）

※2 基準年度排出量は、原則として平成20～平成22年度の平均値を採用している。

※3 評価の対象となる排出量の計画期間中の平均。

※4 平成20～平成22年度を基準とし、平成23、24年度排出量の平均値の基準からの削減率。（家庭部門除く）

提出された報告書を取りまとめた結果、業種別の具体的な取組内容及び排出量削減要因の分析は以下のとおりです。

<産業部門>

- 生産過程におけるエネルギーの有効利用
- 生産設備の保温対策

等の取組が実施され、全体的に生産過程におけるエネルギー利用の効率化等により排出量が削減されています。

<運輸部門>

- 省エネ車両の導入
- 配送ルート最適化、配車の効率化
- 駅、営業所等における省エネ及び節電

等の取組が実施され、車両走行に係る部分だけでなく、事業所の取組も含めて排出量が削減されています。

また、タクシーの減車に伴う走行距離の減少といった要因も考えられます。

<業務部門>

- 高効率な空調、照明設備の導入
- 熱源設備の稼働台数制御
- 事務所における省エネ及び節電

等の取組が実施され、事業所の新設による床面積の増加等により全体の排出量が増加傾向にある中においても排出量が削減されています。

イ 総合評価結果

提出された削減報告書を基に本市が削減実績の総合評価を実施した結果、部門別の内訳は以下のとおりとなりました。

表3 第一計画期間の実績評価毎の事業者数一覧

(単位：者)

部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
産業部門	6	19	5	5	0	35
運輸部門	2	18	1	3	0	24
業務部門	15	54	10	10	0	89
合計	23	91	16	18	0	148

< S評価 >

制度の目標削減率を2倍以上達成しており、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減及び重点対策実施率においても優れた実績を上げている事業者

< A評価 >

制度の目標削減率を達成している事業者

< B評価 >

制度の目標削減率は達成していないが、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、重点対策実施率等で一定以上の実績を上げている事業者

< C評価 >

制度の目標削減率を達成していない事業者

< D評価 >

エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等ができていない事業者

全148事業者のうち、8割近くがA評価以上の実績となっており、多くの事業者で排出量の目標削減率が達成されています。

目標削減率を達成していないB、C評価となった事業者にあつては、産業部門では、生産量の増加、新製品開発のための設備増強、運輸部門では、運送の小口配送の増加による走行距離の増加、業務部門では、外部委託サービスの内製化、データセンターのサーバー増設等により温室効果ガス排出量が増加し、目標削減率が達成されなかったという報告がありました。

ウ S評価事業者

第一計画期間の削減実績の総合評価でS評価となった事業者（23者）は以下のとおりです。

表4 第一計画期間のS評価事業者数一覧（部門毎に五十音順，敬称略）

部門	事業者名			
産業	積水化学工業株式会社	日新電機株式会社	日本たばこ産業株式会社	日本電産株式会社
	株式会社堀場製作所	ローム株式会社		
運輸	京都バス株式会社	近畿日本鉄道株式会社		
業務	イオンリテール株式会社	関西電力株式会社	京セラコミュニケーションシステム株式会社	京都駅ビル開発株式会社
	株式会社京都銀行	京都市上下水道局	社会福祉法人京都社会事業財団	京都信用金庫
	京都ステーションセンター株式会社	国立大学法人京都大学	京都中央信用金庫	KDDI株式会社
	日本生命保険相互会社	学校法人佛教教育学園	株式会社プリンスホテル	

(2) 特定事業者の環境マネジメントシステム導入状況

特定事業者は、平成25年度末までに主たる事業所等に環境マネジメントシステムを導入し推進するとともに、その内容を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第22条第1項，第2項〉

提出された平成25年度の環境マネジメントシステム導入報告書を集計した結果，116者の特定事業者が導入済となっております。

未導入の特定事業者においては、事業所内でシステムを構築するための人材不足等の理由により導入されていない状況となっております。

表5 特定事業者の環境マネジメントシステム導入内訳

部門	導入者数	導入EMS種類別 内訳					未導入者数
		ISO14001	KES	エコ京都21	グリーン経営認証	独自EMS	
産業	33	28	3	-	-	2	2
運輸	17	6	1	1	3	6	7
業務	66	24	13	4	-	25	23
合計	116	58	17	5	3	33	32

(3) 特定事業者のエコカー購入状況

特定事業者は、平成23年度～平成25年度の計画期間に新たに自動車を購入又はリースする場合、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車（エコカー）の割合を50%以上とするとともに、購入実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第23条第1項、第2項〉

提出された平成25年度の新車購入等報告書を集計した結果、計画期間中に新たに自動車を購入等した87者のうち84者が50%以上のエコカー購入割合を達成しています。

計画期間中の購入割合が50%未満となった特定事業者においては、事業所で使用する車両の用途に対応したエコカーが少ない等の理由によりエコカーの導入が進んでいない状況となっています。

表6 特定事業者のエコカー取得内訳

部門	新車を取得した 事業者数	新車取得台数 (台)	エコカー取得台数 (台)	エコカー取得割合(%)
産業	24	318	262	82.4
運輸	17	1092	833	76.3
業務	46	963	870	90.3
合計	87	2373	1965	82.8

(4) 報告書類等の公表

提出された事業者排出量削減報告書等は、地球温暖化対策室ホームページにて公表を行うとともに、報告書の写しを当室で閲覧できるようにします。

ホームページ URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000133450.html>

(参考1) 事業者排出量削減計画書制度の概要

・特定事業者の該当要件

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

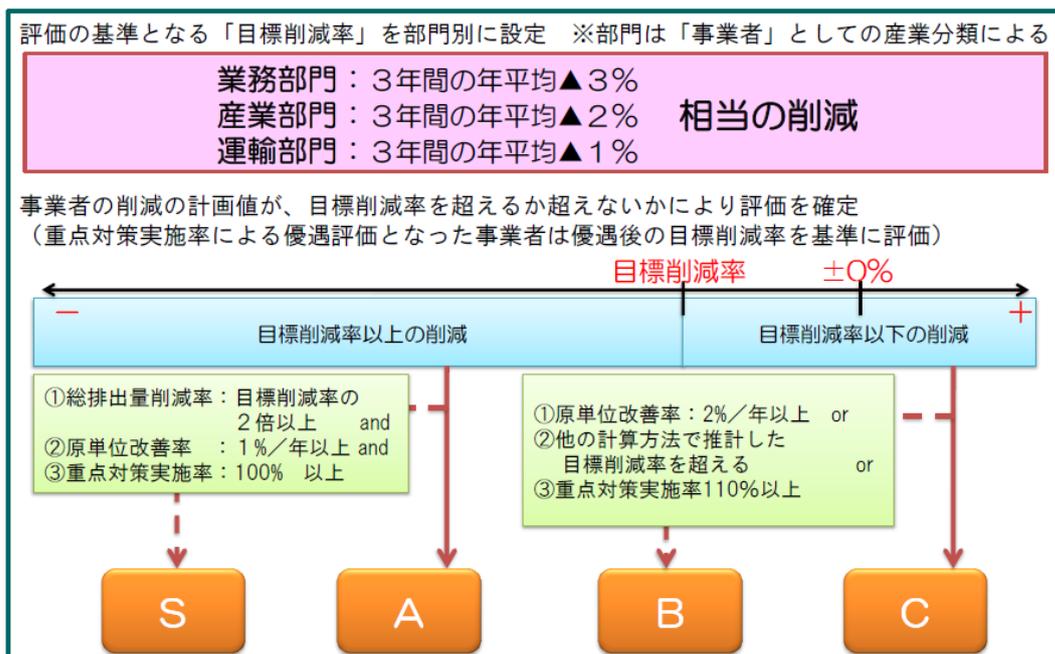
・事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

○計画に対する評価：3年を計画期間とする削減計画書について評価
○実績に対する評価：計画期間終了後の報告書进行评估

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一計画期間 (平成23～25年度)	計画書	報告書	報告書	報告書			
第二計画期間 (平成26～28年度)				計画書	報告書	報告書	報告書

※「指導・助言」は、報告書提出時に行われる。

・事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価



(参考2) 優良事業者選定基準

(1) 排出量削減率等

当制度の報告内容のうち、「温室効果ガス排出量の削減率（排出量削減率）」、「原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減率（原単位削減率）」、「重点的に実施する取組の実施率（重点対策実施率）」の3つの項目について、以下の基準を設定し、いずれかを満たす事業者を優良事業者の候補とする。

項目	基準
排出量削減率	削減率 ^{※1} が目標削減率 ^{※2} の10倍以上である
原単位 ^{※3} 削減率	削減率が20%以上である
重点対策 ^{※4} 実施率	実施率が120%以上である

※1 計画期間の平均排出量に対する基準年度排出量（平成20～22年度の平均排出量又は平成22年度排出量）からの削減率

※2 事業者排出量削減計画書制度において、特定事業者の排出の量の削減に関する目標として本市が求める平均の削減率であり、主たる業種の部門ごとに産業部門：2%、運輸部門：1%、業務部門：3%と規定するもの

※3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、事業者毎に設定した事業活動の指標で除すことにより計算したもの

※4 温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で、基本的な取組であるもの、又は、地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から実施を評価され得るものとして本市が定める対策

(2) 排出量削減に向けた取組

温室効果ガスの排出量削減に向けて実施した取組が優れたものであり、第一計画期間中の排出量削減等の実績が、それらの取組により達成された事業者を表彰対象とする。

評価の視点	内容
汎用性	他事業者においても広く参考となる取組である
独創性	事業者の創意工夫により実施された取組である
組織性	一部の担当者、組織による取組ではなく、組織的に実施された取組である
継続性	継続的に実施された取組であり、今後も継続的に実施され得る取組である
削減効果	取組の実施による削減効果が把握される取組である